

学部学生の皆さんへ

広島修道大学
経 理 課

修業年限を超えて在学する場合の諸納付金の減額について

修業年限(4年間)を超えて在学する場合の諸納付金について、一定の要件に該当する場合には、下記のとおり納入金額を減額いたします。

記

1. 対象者 次の各要件に全て該当する者
 - ①修業年限(4年間)を超えて在学すること
ただし、この年限には休学期間を含めません。
 - ②各年度4月1日において、卒業所要単位数に対して、不足単位数が30単位未満であること

2. 減額内容 授業料及び施設設備資金の年額納入金額を半額とする。
なお、上記以外の実験実習料等諸納付金は減額の対象となりません。
詳細な金額についてはお問い合わせください。

3. 具体的には
 - ①2020年度生で4年間一度も休学せず、不足単位数が30単位未満の場合
→2024年度の前期から減額の対象となります。
 - ②4年間一度も休学せず、不足単位数が30単位未満の学生で、2024年度前期に休学する場合
→復学した2024年度後期から、減免の対象となります。
 - ③4年間の間に半期休学し、5年目の前期終了時点で在学期間が4年間となり、不足単位数が30単位未満となった場合
→減額の対象となりません。
 - ④2019年度生以前の学生で、休学したことがあるが、2024年4月1日現在で在学期間が4年以上となり、不足単位数が30単位未満の場合
→2024年度の前期から減額の対象となります。

*不明な点は、経理課または教学センター窓口にお問い合わせ下さい。